

1・4・3号京奈和自動車道(大和北道路)及び相楽都市計画道路  
(1・4・2号大和北道路)に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見

本道路事業については、奈良市内の市街地はトンネル構造で通過するものの、大和郡山市内を中心に国道24号に併設して高架構造で通過するため、供用後の自動車走行及び工事による騒音等の周辺環境への影響について、できる限り回避・低減されるよう、以下の措置を適切に講じる必要がある。

1. 道路交通騒音について

計画路線が高架構造で通過する一部の区間において、環境保全措置として国道24号に遮音壁を設置することとしているが、想定どおりに遮音壁を設置できない事態が発生することもあり、予測した低減効果が得られないおそれがある。また、計画路線は夜間に相当量の大型車が走行することが見込まれている。そのため、事業実施段階において、対象道路周辺の騒音の状況を把握しながら、実態に合わせて可能な限り、現国道へ遮音壁を設置するとともに、沿道に住宅等の保全対象がある区間については、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講じること。

2. 工事中の大気質及び騒音について

- (1) 奈良インターチェンジの設置予定区域では、立坑、トンネル、掘割、換気塔工事等、種々の工事が長期間にわたり行われることから、建設機械の稼働や工事用車両の運行による騒音、粉じん等による周辺環境への影響が長期間継続することが懸念される。本区域の近傍には病院もあることから、事業実施段階において、周辺環境への影響をより低減させるための措置を検討し、必要に応じて適切な措置を講じること。
- (2) 橋梁工事が行われる国道24号の沿道には住宅や学校等の保全対象があり、高架部の工事に伴い高い位置から発生する機械騒音や粉じん等、工事による住宅等への影響が懸念される。そのため、事業実施段階において、周辺環境への影響をより低減させるための措置を検討し、必要に応じて適切な措置を講じること。

3. 地下水の保全について

計画路線の内、掘割及びトンネル区間では複数の地下帯水層を通過するため、地下水への影響が懸念される。そのため、事業実施段階において、地下水の状況、井戸等(湧水を含む)の利用状況等について調査するとともに、その結果を踏まえ、事業実施区域

周辺の既存井戸等に及ぼす影響について予測・評価を行い、必要に応じて、適切な環境保全措置について検討し、講じること。

#### 4．景観への影響について

南側換気塔については、春日山や大和青垣の山並みのスカイラインを分断するなど、眺望景観の変化が避けられないことから、大気や騒音等への影響に配慮した上で、形状等について検討し、可能な限り周辺景観への影響の低減を図ること。なお、換気塔の形状等については、事業実施段階に専門家等の指導・助言を得ながら検討すること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。